

呉市立学校における対応について

1 感染拡大防止対策について

- (1) 発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底すること。また、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにすること。このためには、保護者の理解と協力を得ること。
- (2) 児童生徒の間隔は可能な限り2メートル（最低1メートル）確保して学校教育活動を行う。施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けること。
- (3) 児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようお願いすること。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにすること。これらの取組を行うために、学校全体で体制を整備すること。
- (4) 登下校時も含め、マスクを外す機会を出来るだけ少なくすること。やむを得ずマスクを外す様様を取る場合でも、他者との接触や会話等を可能な限り低減すること。
- (5) 食事のためマスクを外した状態での会話を控えること。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。
- (6) 教室等における常時換気（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間に窓を全開）を行うこと。
- (7) 学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、その実施に当たっては、開催時期、場所、時間及び開催方法等について、感染拡大防止の措置を講じるよう十分配慮すること。
- (8) 児童生徒定期健康診断を実施する際は、令和3年4月8日付け通知「別紙4 新型コロナウイルス感染症予防に係る留意点」を参考にすること。
- (9) トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施すること。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫をすること。

2 各教科等について

次の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから行わないこと

- (1) 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- (2) 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- (3) 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

- (4) 図画工作，美術，工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- (5) 家庭，技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- (6) 体育，保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- (7) 体育の授業内容として集団で行う活動は避け，なるべく個人で行う活動とし，特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。

3 部活動について

- (1) 新型コロナ感染拡大防止集中対策期間中の令和3年5月16日（日）から，令和3年6月1日（火）は，休止とすること。

ただし，学校長の認める最小限の活動（学校体育団体主催大会や，最終学年の生徒の学校生活最後の大会の出場に向けた活動等）については，感染リスクを低減させた上で実施できることとする。

その場合，学校の休業日（学期中の週末を含む）においても1日の活動時間は2時間以内（大会への出場等を除く）とすること。

- (2) 他校との練習試合及び合同練習は行わないこととし，必要最小限の活動にとどめること。

大会等については，公式戦であることや上位大会に続く予選会であることなどを考慮して参加を検討し，参加する場合は，感染症対策，大会前後の健康観察記録の保管などを徹底するとともに，主催団体の示した基準を順守すること。

- (3) 部活動の実施については，可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら，なるべく個人での活動とし，少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動すること。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発声したりする活動は行わないようにすること。
- (4) 部活動の前後においても3密（密閉，密集，密接）を避け，更衣室に入る人数を制限し，少人数で更衣をしたり，更衣室の換気扇を常に回したりするなどの工夫を徹底すること。
- (5) 部活動終了後に，生徒同士で食事をすることを控えるよう指導をすること。

4 寄宿舎における感染症対策について

- (1) 寄宿舎から自宅への帰省は，原則として行わせないこと。